

## 株式会社オーネックス 適合証明業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び株式会社オーネックス（以下「乙」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）と乙が締結した協定書、この適合証明業務約款（引受承諾書を含む。）（以下「約款」という。）及び乙が定める適合証明業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

### （甲の責務）

第1条 甲は、検査に必要とされる申請書及び添付図書等を提出しなければならない。

- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の適合証明業務（以下「業務」という。）の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査又調査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 4 甲は、引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、乙の業務において、対象住宅の計画に関し乙がなした基準等への是正事項の指摘に対し、速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

### （乙の責務）

第2条 乙は、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、業務を行わなければならない。

- 2 乙は、引受承諾書に定められた業務を第3条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

### （業務期日）

第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 設計検査業務 引受承諾日交付日又は指摘事項の訂正確認が完了した日のいずれか遅い日の7営業日後
- (2) 現場検査業務 現場検査日又は指摘事項の訂正確認が完了した日のいずれか遅い日の7営業日後

- 2 乙は、甲が第1条に定める責務を怠った時、第三者の妨害、天災その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

### （料金の支払期日）

第4条 甲の支払期日は、引受承諾書交付日とする。

- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第1項の各号に掲げる料金を支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合証明書、検査合格通知書を交付しない。この場合において、乙が交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

### （料金の支払方法）

第5条 甲は、規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

### （甲の解除権）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第3条各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又

その見込みのない場合

- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
  - 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
  - 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
  - 5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）のうち乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
  - 6 第2項の契約解除（申請の取り下げ）の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条の各号に掲げる料金を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。乙は、甲から前条第5項による料金の返還を請求された場合は、乙の業務の進捗度を勘案し、返還に応じるものとする。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
  - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅が建築基準法その他の法令に適合することを保証しない。

- 2 乙は、業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した申請関係図書に虚偽があることその他に事由により、適切な業務を行うことができなかった場合は、当該業務の結果に責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものについては、必要な範囲内で情報を提供することがあるものとする。

- (1) 機構の利用目的を達成するため
- (2) 融資の申込みを行う金融機関が事務を履行するため

(統計処理)

第10条 乙は、この契約による業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行うことができる。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は、平成19年4月1日より施行する。